

# 群馬大学医学部附属病院褥瘡対策委員会規程

平成14. 7. 8 制定

改正 平成17. 5. 9 平成27. 4. 14

平成28. 7. 12 平成30. 4. 1

令和元. 7. 11 令和 5. 9. 5

## (目 的)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における褥瘡の予防・治療対策を討議・検討し、その効率的な推進を図るため、群馬大学医学部附属病院褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、本院における褥瘡対策に対し、重要事項を審議する。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 皮膚科診療科長
- (2) 看護部長
- (3) 皮膚科から選出された褥瘡専任医師 1人
- (4) 形成外科から選出された医師 1人
- (5) リハビリテーション部から選出された医師 1人
- (6) 看護部副部長 1人
- (7) 看護師長 若干人
- (8) 褥瘡管理者
- (9) 皮膚・排泄ケア認定資格を持つ看護師 若干人
- (10) 看護部から選出された褥瘡専任看護師 若干人
- (11) 薬剤師 若干人
- (12) 医事課長
- (13) 管理栄養士 若干人
- (14) その他病院長が必要と認める職員 若干人

## (任 期)

第4条 前条第3号から第7号まで、第9号から第11号まで、第13号及び第14号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員長は委員会の審議・決定事項をすみやかに病院長に報告し、褥瘡の予防、治療に必要な提言を行うものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(褥瘡回診チーム)

第8条 委員会に褥瘡回診チームを置き、褥瘡回診を定期的を実施する。

(褥瘡対策チーム)

第9条 委員会に褥瘡対策チームを置き、褥瘡対策に関する診療計画書の作成、実施・指導、評価を行う。

(褥瘡管理者)

第10条 褥瘡管理者は、褥瘡回診チーム・褥瘡対策チームと連携して、総合的な褥瘡管理対策を行う。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、褥瘡対策に係る必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成14年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。